



「通知カード」は届きましたか?

マイナンバーをお知らせする「通知カード」を10月下旬から11月末にかけて、各世帯に通知しています。マイナンバーは、平成28年1月から社会保障や税、災害対策の手続きで申請書などへの記載が必要になります。さまざまな理由で通知カードが届かない場合があります。届いていない方は、市民安全課(窓口係)まで問い合わせください。



郵便局の転送サービスを利用中の場合

通知カードは「転送不要」の書留で配達されます。転送サービスを利用している場合、配達されず市役所に戻されます。

郵便局での保管期間が経過した場合

配達時に不在の場合、「不在連絡票」が投函され、郵便局で7日間保管されますが、保管期間を過ぎると市役所に戻されます。

現在お住まいの所に住所変更をしていない場合

原則、住民票の住所に配達されますので、住所変更をしていない場合は届きません。12月末までに住所変更の手続きをすると、変更先の市町村から「通知カード」が後日郵送されます。

やむを得ない理由で住所変更ができない場合

震災やDV被害などによる避難、長期入院などの場合で、事前登録を

した方は、現在お住まいの場所に送付しています。該当する方で、登録していない場合は相談ください。



DV被害などで住民票の移動をしていない場合

住民票が加害者と同じ場合、被害者の「通知カード」が加害者にわたってしまう恐れがあります。その場合、「個人番号の変更」が可能ですので、相談ください。

「通知カード」が届かなかった人は、市民安全課で手続きを

- あて先不明などで戻ってきた「通知カード」は、3カ月間市役所で保管します。期間内であれば、窓口で受け取ることができます。
- 保管期間経過後は廃棄処分しますので、早めにお受け取りください。
- 受取場所 市民安全課窓口係
- 持ち物 免許証などの本人確認書類、認め印

※通知カードに記載の本人が来庁できない場合は、相談ください。

「通知カード」受け取り後、住所や氏名が変わった場合

- 「通知カード」の裏面に新情報を記載しますので手続きしてください。
 - 持ち物 通知カード、免許証などの本人確認書類、認め印
- ※通知カードに記載の本人が来庁できない場合は、相談ください。

「個人番号カード」の申請方法

「個人番号カード」は、マイナンバーが記載された顔写真入りの公的身分証明書です。交付を希望する方は申請が必要です。

- ①通知カードと一体になっている「個人番号カード申請書」を切り離し、必要事項を記入し、顔写真を貼り、返信用封筒で郵送してください。
 - ※申請書の住所・氏名に変更があった場合、同封の申請書は使用できません。市役所で新たな申請書を受け取るか、手書き用申請書をダウンロードしてください。スマートフォンなどからオンライン申請も可能です。詳しくは総合サイトをご覧ください。
 - ②平成28年1月以降、市役所から申請した方に「交付通知書」を送付します。必要書類をお持ちの上、市民安全課窓口係で交付を受けてください。
- ※交付時は窓口の混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

マイナンバー制度に便乗した詐欺に 注意!

消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、訪問などに関する相談が寄せられています。

- マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成や資産、年金、保険の状況などを聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審なメールは無視しましょう。

◀不審な電話などを受けたら▶消費者ホットライン☎188

マイナンバーコールセンター
☎0120-95-0178(無料)
平日9:30~22:00/土日祝日9:30~17:30
※年末年始12/29~31を除く

個人番号カード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

カードに関する問い合わせ
☎市民安全課窓口係☎355-6494
制度に関する問い合わせ
☎政策課市政情報係☎355-5728